

議案第 83 号

令和 5 年第 6 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 17 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

令和5年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会
の意見聴取について

令和5年第6回甲賀市議会定例会（12月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年第 6 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案（教育委員会関係）

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

指定期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

施設名	指定管理者
甲賀市甲賀 B & G 海洋センター ール 《甲賀市議会 議案第 134 号》	滋賀県甲賀市甲賀町相模 124 番地 7 公益財団法人甲賀創健文化振興事業団 代表理事 西 田 貞 夫

※指定内容は「議案第 83 号 別紙 2 参照」

議案第134号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

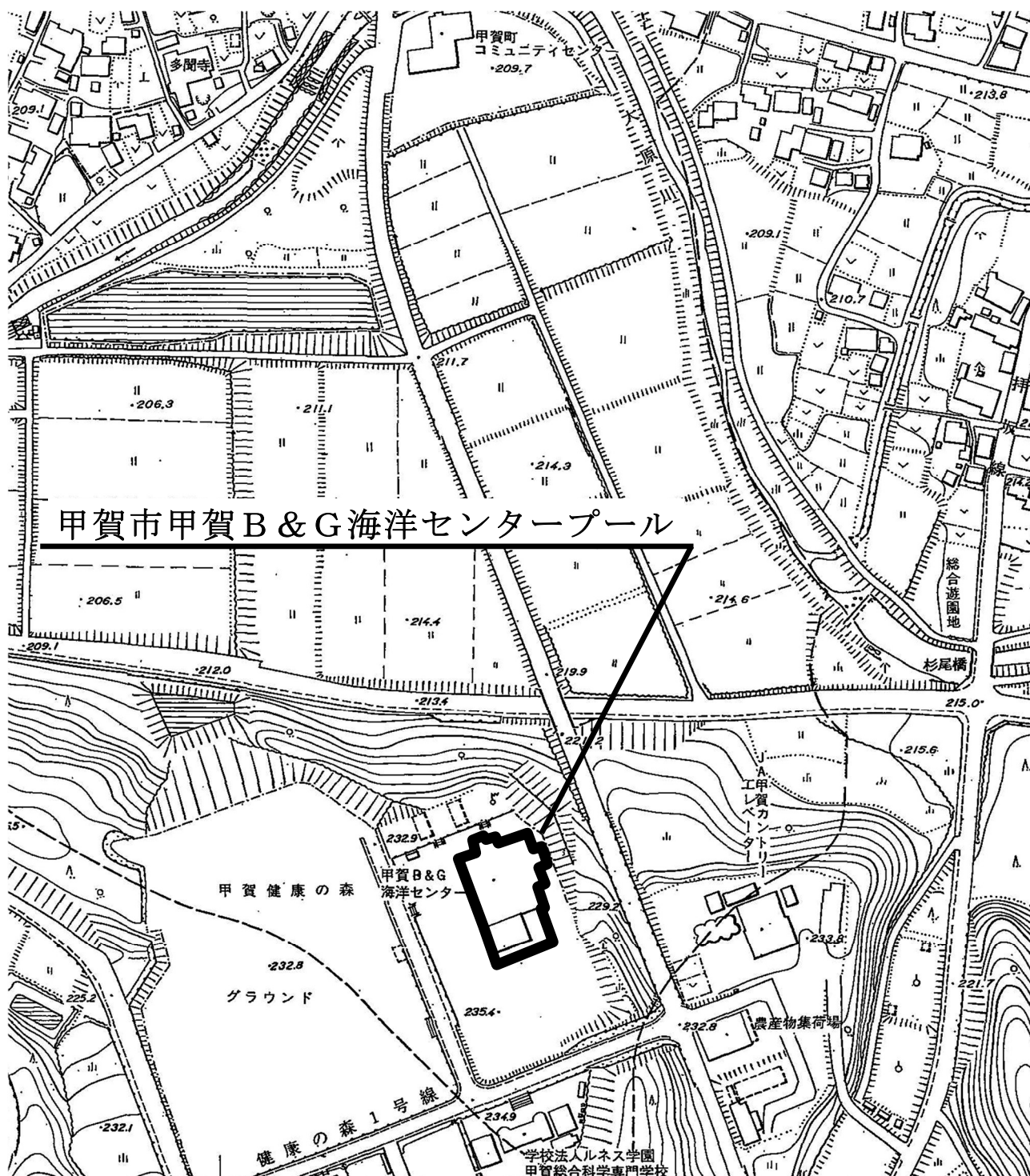
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市甲賀B&G海洋センタープール
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市甲賀町相模124番地7
公益財団法人甲賀創健文化振興事業団
代表理事 西 田 貞 夫
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第134号参考資料

施設名称	甲賀市甲賀B & G海洋センタープール
所在地	甲賀市甲賀町鳥居野1037番地1
面積	敷地面積 8,873.65㎡、延床面積 2,086.86㎡
施設内容	25mプール、幼児用プール、歩行プール、ジャグジープール、 トレーニングルーム、ダンスルーム、事務室、他



議案第134号参考資料

施設名：甲賀市甲賀B&G海洋センタープール

所管課：教育委員会事務局社会教育スポーツ課



施設外観



大プール



幼児用プール



歩行プール



2階トレーニングルーム



2階スタジオ

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:社会教育スポーツ課)

1	施設名	甲賀市甲賀B&G海洋センタープール	
2	施設の目的	市民の体育・スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、生活文化の向上に資するため、本施設を設置する。	
3	施設の概要	所在地:甲賀市甲賀町鳥居野1037番地1 敷地面積:8,873.65㎡ 延床面積:2,086.86㎡ 構造:鉄筋コンクリート造2階建て 施設内容:25mプール1槽、幼児用プール1槽、ジャグジープール1槽、歩行プール1槽、トレーニングルーム1室、ダンスルーム1室、採暖室1室、事務室1室	
4	募集方法	非公募	
5	指定期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 (3年間)	
6	管理業務内容	1. 本施設の運営に関する業務 1)施設貸出・受付業務 2)展示業務 3)備品等貸出業務 4)広報宣伝業務 5)提案事業 2. 本施設の維持管理に関する業務 1)建築物保守管理業務 2)建築設備保守管理業務 3)備品等保守管理業務 4)駐車場保守管理業務 5)清掃業務 6)外構保守管理業務 7)植栽管理業務 8)保安警備業務 9)環境衛生管理業務	
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 187,590,000 円 (年間指定管理料) 62,530,000 円 消費税及び地方消費税含む	
8	指定候補者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名)公益財団法人甲賀創健文化振興事業団 代表理事 西田 貞夫 ----- (所在地)滋賀県甲賀市甲賀町相模124番地7 ----- (設立年月日、事業概要)平成8年4月10日 文化・スポーツ事業、文化・スポーツ施設の管理運営に関する事業	
9	指定候補者の選定理由	本施設は、地域住民にスポーツ・レクリエーション活動及び交流の場を提供し、生活文化の向上、心身の健康増進に資することを目的とした公共施設であることから、これまでから多様化する住民ニーズに対するスポーツ振興を進められ、施設管理や事業の運営に住民の利用者の声を反映させる努力をされている当該公益財団法人を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理経費の削減及び地域住民の公平な利用が図れ、併せて施設の適正な管理・運営が期待できる。	
10	選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 福山 孝徳 公の施設の利用者 前野 沙穂 学識経験を有する者	元金融機関、元商工会事務局長 社会保険労務士法人 地域区長会理事 税理士

	* 望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員		
11 選 定 委 員 会	第6回 指定管理者選定委員会 開催日 令和5年11月16日		
12 選 定 基 準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13 選 定 結 果	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適である。</p> <p>【特記事項】 ・財団として経営努力を行い、収入や利用者数の増加、プロモーションの強化に努めてください。</p>		

令和5年11月16日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博